

鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用基準の改正案

平成21年8月18日
小 中 学 校 課

第9条第2項第7号（~~基礎学力調査結果に関する情報~~）関係 …………… 一部改正

第1 趣旨

本号は、小学校の児童、~~又は~~中学校の生徒 ~~又は特別支援学校の児童若しくは生徒の~~心情に対する配慮並びに教育行政の適正な遂行に対する支障の防止の観点から、全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果で、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るものにつき非開示とすることを定めたものである。

~~5号及び6号の解釈運用でも可能であるとの考え方もあるが、情報公開制度の明確化や実施機関の裁量を限定するため、平成15年6月の改正により新たな非開示条項として規定したものである。~~

第2 解釈・運用

~~「全県的な学力の実態を把握するため実施される試験」とは、「基礎学力調査」をいう。~~

公開することにより、個人は識別できなくても、その構成員である児童生徒の状況が類推されることなどから、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じるなど教育上の配慮から、10人以下の学級に係る結果について非開示とするものである。

第18条の2（全国学力調査情報の使用に当たっての配慮）関係 …………… 新設

第1 趣旨

本条は第4条（適正使用）の特則として、全国学力調査情報の開示を受けた者の配慮を定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「この条例の目的及び第4条の規定の趣旨を踏まえ」とは、第1条に定める「県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」という条例の目的及び第4条に定める「公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない」という開示請求者の責務を踏まえるということである。
- 2 「成長段階にある児童等の心情に配慮し」とは、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じないよう教育上の配慮をするということである。
- 3 「特定の学校又は学級が識別される」とは、学校・学級名を明示する場合のほか、他の情報と組み合わせることにより特定の学校・学級が識別される場合も含む。
- 4 「学校の序列化、過度の競争等が生じることのないよう」とは、安易に学校を順位付けすることや必要以上に学校間の競争を招くことがないようということである。

【以下参考】

第4条（適正使用）関係

第1 趣旨

本条は、この条例により公文書の開示を受けたものの責務を定めたものである。

第2 解釈・運用

1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に定める「県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」というこの条例の目的に従うということである。

2 「適正に使用しなければならない」とは、この条例により公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、社会の良識に従って適正に使用しなければならず、いやしくも特定の個人や企業に対するいやがらせ、脅し等に用いるなど他人の権利利益を侵害することがあってはならないということである。

なお、公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。

鳥取県情報公開条例（抜粋）

平成20年12月一部改正

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1）～（6）略

（7）小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒（以下この号及び第18条の2において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの

（8）略

（全国学力調査情報の使用に当たっての配慮）

第18条の2 全国学力調査情報（第9条第2項第7号に規定する調査のうち全国的な児童等の学力の実態を把握するため実施されるものの調査結果に関する情報であって、特定の学校又は学級を識別することができるものをいう。以下同じ。）の開示決定を受けた者は、この条例の目的及び第4条の規定の趣旨を踏まえ、成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように当該全国学力調査情報を使用しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の鳥取県情報公開条例第9条及び第18条の2の規定は、この条例の施行の日以後に実施される全国的な児童等の学力の実態を把握するための調査（以下「全国学力調査」という。）の調査結果に関する情報を含む公文書の開示について適用し、同日前に実施された全国学力調査の調査結果に関する情報を含む公文書の開示については、なお従前の例による。

【以下参考】

（目的）

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

（解釈及び運用の方針）

第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

全国学力・学習状況調査結果の開示を受けた方へ（案）

鳥取県教育委員会

本県では、平成20年11月議会で鳥取県情報公開条例が一部改正され、

全国学力・学習状況調査の市町村ごと・学校ごとの調査結果（10人以下のものを除く）を開示すること

成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように開示を受けた情報を使用すること

が規定されました。

このたび、あなたから請求のあった全国学力・学習状況調査の学校ごとの調査結果を別添のとおり（開示・部分開示）することとしましたが、今回開示を受けた学校ごとの調査結果については、この条例の趣旨を御理解いただき、下記のとおり取り扱ってくださいますよう、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校を序列化したり、順位付けしたりして、安易に公開し、又は他人に提供しないこと
- 2 学校の序列化や順位付けが容易にできる形で、安易に公開し、又は他人に提供しないこと